

## 一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法に基づき、職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、男女ともに全職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：男性の平均勤続年数に対する女性の平均勤続年数の割合を80%以上にする。

<対策>

- 令和5年5月～ 育児休業・介護休業制度やその他の両立支援制度の内容についてまとめたメニュー表を作成する。
- 令和5年6月～ 育児休業・介護休業制度やその他の両立支援制度の内容に関する、管理者向けの研修を実施する。
- 令和5年7月～ 上記のメニュー表を全体会議の際に全職員に配布し、説明の機会を設ける。
- 令和5年7月～ 育児休業・介護休業制度やその他の両立支援制度や就労継続に関する相談窓口を設置し、全職員に周知する。

目標2：育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

<対策>

- 令和5年7月～ 全職員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する。
- 令和5年8月～ 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始